

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 20 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 26 日

第五管区海上保安本部長

楢 本 浩 司（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 美波町

（2）住 所 徳島県海部郡美波町奥河内本村 18-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 徳島県美波町伊座利

（別添付図のとおり）

（2）期 間 令和 8 年 7 月 13 日から

令和 8 年 8 月 31 日までの内 1 日間

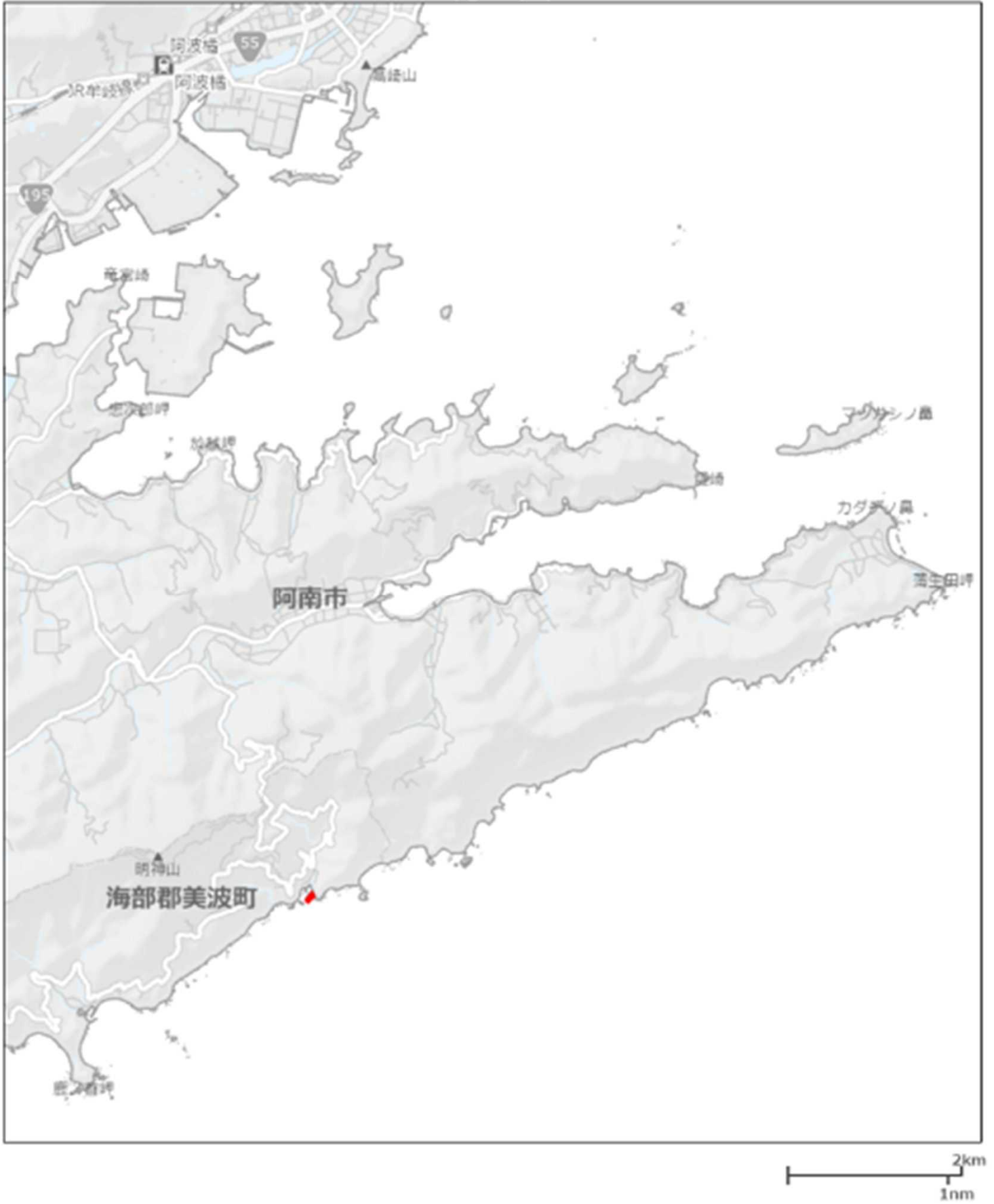
3 水路測量の実施方法

G N S S による測位及び音響測深機による測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。

付 図



 : 測量区域

海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

出典: 海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)